

キャッシュパスポート プラチナ発行・利用規約 一部改定のお知らせ

2020年4月1日をもって「資金移動業者に関する内閣府令」第30条第1項に規定する受取証書の交付について「キャッシュパスポート プラチナお申込及びご利用についての重要事項」「キャッシュパスポート プラチナ発行・利用規約」「反社会的勢力排除に関する同意条項」を改定いたしますのでご案内いたします。主な改定箇所は以下のとおりです。

■資金移動業者に関する内閣府令」第30条第1項に規定する受取証書の交付について 新旧対照表

改定前	改定後
<p>1.株式会社クレディセゾン(以下「当社」といいます。)が発行するキャッシュパスポート プラチナ(以下「本カード」といいます。)の利用者は、当社が利用者から本カードの入金(当社所定の金融機関口座への振込みによる方法を除きます。)を受けたときに交付する書面に代えて、「資金移動業者に関する内閣府令」第30条第1項に規定する事項(以下「受取証書記載事項」といいます。)を電磁的方法により提供することに、あらかじめ承諾するものとします。</p> <p>以下略</p>	<p>1.株式会社クレディセゾン(以下「当社」といいます。)が発行するキャッシュパスポート プラチナ(以下「本カード」といいます。)の利用者は、当社が利用者から本カードの入金(当社所定の金融機関口座への振込みによる方法を除きます。)を受けたときに交付する書面に代えて、「資金移動業者に関する内閣府令」第30条第1項に規定する事項(以下「受取証書記載事項」といいます。)を電磁的方法により提供することに、あらかじめ<u>承認</u>するものとします。</p> <p>以下略</p>

■キャッシュパスポート プラチナお申込及びご利用についての重要事項 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第2条(その他本カードの重要事項)</p> <p>1.～4.略</p> <p>5.本カードの利用にあたって利用者が負担する手数料は、ご利用ガイド又はウェブサイト内の「手数料と限度額」をご覧ください。</p> <p>6.～7.略</p> <p>8.有効期間中に本カード残高の払戻しを希望する場合、利用者は当社所定の手続きを行うことで、カード残高の払戻しをすることができます。なお、払戻しの手続きにあたり、利用者は、所定の払戻し手数料を当社に対して支払うものとします。また、カード残高の払戻しについては、原則として日本円で利用者の日本国内の金融機関口座に対する振込みとします。この際、振込手数料が発生する場合、利用者がこれを負担するものとし、当社はカード残高からこれらの手数料を控除した額を利用者の金融機関口座に振り込みます。</p>	<p>第2条(その他本カードの重要事項)</p> <p>1.～4.略</p> <p>5.本カードの利用にあたって利用者が負担する手数料(<u>次項及び第8項に規定する当社所定の手数料を含みます。</u>)は、ご利用ガイド又はウェブサイト内の「手数料と限度額」をご覧ください。</p> <p>6.～7.略</p> <p>8.有効期間中に本カード残高の払戻しを希望する場合、利用者は当社所定の<u>手続</u>を行うことで、カード残高の払戻しをすることができます。なお、払戻しの手<u>続</u>にあたり、利用者は、<u>当社</u>所定の払戻し手数料を当社に対して支払うものとします。また、カード残高の払戻しの<u>方法</u>は、原則として日本円で利用者の日本国内の金融機関口座に対する振込みとします。この際、振込手数料が発生する場合、利用者がこれを負担するものとし、当社はカード残高からこれらの手数料を控除した額を利用者の金融機関口座に振り込みます。</p>

以下略	以下略
-----	-----

■キャッシュパスポート プラチナ発行・利用規約 新旧対照表

改定前	改定後
本規約は、株式会社クレディセゾン(以下「当社」といいます。)が発行するキャッシュパスポート プラチナ(以下「本カード」といいます。)について規定したものです。本カードの申込者及び利用者は、本規約の内容を理解したうえで、本規約が適用されることに合意します。	本規約は、株式会社クレディセゾン(以下「当社」といいます。)が発行するキャッシュパスポート プラチナ(以下「本カード」といいます。)について規定したものです。本カードの申込者及び利用者は、本規約の内容を理解したうえで、本規約が適用されることを承認します。
第1条(定義) 1.~2.略 3.「利用者」とは、当社が本カードを発行し、その利用を認めた方をいいます。 以下略	第1条(定義) 1.~2.略 3.「利用者」とは、当社が本カードを発行し、その利用を承認した方をいいます。 以下略
第2条(発行) 1.当社は、日本国内に在住する、当社が認めた申込者に対して、所定の手続を経たうえで本カードを発行するものとします。 以下略	第2条(発行) 1.当社は、日本国内に在住する、当社が本カードの利用を承認した申込者に対して、所定の手続を経たうえで本カードを発行するものとします。 <u>契約は、当社が承認をした日に成立するものとします。</u> 以下略
第6条(本カードの利用) 1.利用者は、カード残高の範囲内で、当社所定の利用店において、以下の方法により本カードを利用できるものとします。 (1)店舗において本カードを提示し、利用者がレシートその他の書面にサインを行う方法又は暗証番号を店舗所定の機器に入力する方法その他の当社所定の方法による手続きを行うことによる当該店舗における取引代金の決済。 (2)当社が認める店舗において、第1項(1)に定めるレシートその他の書面へのサインを省略する方法、若しくは当該サインに代えて暗証番号を入力する方法によること、又はカードの提示及び当該サインに代えて暗証番号、カード情報のいずれか又は両方を入力する方法等による当該店舗における取引代金の決済。	第6条(本カードの利用) 1.利用者は、カード残高の範囲内で、当社所定の利用店において、以下の方法により本カードを利用できるものとします。 (1)店舗において本カードを提示するとともに、利用者が暗証番号を店舗所定の機器に入力する方法又はレシートその他の書面にサインを行う方法による手続きを行うことによる当該店舗における取引代金の決済。 <u>当社が認める店舗においては、暗証番号の入力若しくは書面へのサインを省略すること、又はカードの提示に代えてカード情報を通知する方法等によることができます。</u>

<p>(3) 移動先の ATM 機において利用者が暗証番号を入力することにより行う、当該 ATM 機所在の現地国の通貨による現金の引き出し。</p> <p>2.略</p> <p>3.略</p> <p>4.利用者が第 1 項(1)(2)の方法により本カードを利用した場合、取引代金及び関連する手数料は、当該利用者のカード残高からかかる金額を即時に利用できない状態にされ(以下「留保」といいます。)、当社所定の時期に減算されます。ただし、本カード利用にかかる機器等の通信状況その他の事由により、即時に留保できない場合があります。</p> <p>5.利用者が第 1 項(3)の方法により本カードを利用した場合、現金引き出しの金額及び関連する手数料は、当該利用者のカード残高から直ちに控除されます。</p> <p>以下略</p>	<p>(2) 移動先の ATM 機において利用者が暗証番号を入力することにより行う、当該 ATM 機所在の現地国の通貨による現金の引き出し。</p> <p>2.略</p> <p>3.略</p> <p>4.利用者が第 1 項(1)の方法により本カードを利用した場合、取引代金及び関連する手数料は、当該利用者のカード残高からかかる金額を即時に利用できない状態にされ(以下「留保」といいます。)、当社所定の時期に減算されます。ただし、本カード利用にかかる機器等の通信状況その他の事由により、即時に留保できない場合があります。</p> <p>5.利用者が第 1 項(2)の方法により本カードを利用した場合、現金引き出しの金額及び関連する手数料は、当該利用者のカード残高から直ちに控除されます。</p> <p>以下略</p>
<p>第 8 条(入金及び利用対象者)</p> <p>1.本カードの利用は、カード名義人である利用者ご本人のみに限るものとし、利用者は、<u>本カード及びカード情報を第三者へ貸与、預託若しくは譲渡又は質入その他の担保に供すること(以下総称して「本人外利用」といいます。)</u>はできないものとします。また、カード情報を利用者以外に使用させたり提供したりすることもできません。カード情報の預託は、利用者が行うものであり、その責任は利用者の負担とします。</p> <p>2.略</p> <p>3.利用者の故意又は過失でないことを当社が確認できた場合を除き、利用者は、本人外利用による責を負うものとします。</p>	<p>第 8 条(<u>カードの貸与・利用対象者</u>)</p> <p>1. <u>本カードの券面には、カード情報が表示されています。本カードの所有権は当社にあり、カードは当社が利用者に貸与するものです。また、カード番号は当社が指定の上利用者が利用できるようにしたものです。</u></p> <p>2.本カードの利用は、カード名義人である利用者ご本人のみに限るものとし、利用者は、本カードを第三者へ貸与、預託若しくは譲渡又は質入その他の担保に供することはできないものとします。また、カード情報を利用者以外に使用(<u>入金を含みます。)</u>させたり提供したりすること(<u>以下本カードの貸与、預託、譲渡又は担保供与と併せて、「本人外利用」といいます。)</u>もできません。<u>なお、カード情報の預託は、利用者が行うものであり、その責任は利用者の負担とします。</u></p> <p>2.略</p> <p>3.<u>カード及びカード情報の管理状況等を踏まえて利用者の故意又は過失がないと当社が認めた場合</u>を除き、利用者は、本人外利用による責を負うものとします。</p>

<p>第 15 条(暗証番号)</p> <p>1.略</p> <p>2.略</p> <p>3.利用者が暗証番号を第三者に知らせ又は知られたことから生じた損害は、利用者の負担とします。ただし、利用者の故意又は過失によるものではないことを当社が確認できた場合にはこの限りではありません。</p> <p>以下略</p>	<p>第 15 条(暗証番号)</p> <p>1.略</p> <p>2.略</p> <p>3.利用者が暗証番号を第三者に知らせ又は暗証番号が第三者に知られたことから生じた損害は、利用者の負担とします。ただし、<u>暗証番号の管理状況等を踏まえて利用者に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。</u></p> <p>以下略</p>
<p>第 16 条(安全管理)</p> <p><u>本カードの券面には、カード情報が表示されています。本カードの所有権は当社にあり、カードは当社が利用者に貸与するものです。また、カード番号は当社が指定の上利用者が利用できるようにしたものです。</u></p> <p>利用者は、本カード及びカード情報を善良な管理者の注意をもって保管し、かつ利用者の暗証番号及びその他の本カードに関する情報の秘密を守るために、合理的に可能な全ての措置を常に講じるものとします。</p>	<p>第 16 条(安全管理)</p> <p><u>1.利用者は、本カード及びカード情報を善良な管理者の注意をもって管理及び利用するものとし、かつ利用者の暗証番号及びその他の本カードに関する情報の秘密を守るために、合理的に可能な全ての措置を常に講じるものとします。また利用者は、本カードを破壊、分解等又は本カードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。</u></p> <p><u>2.利用者が前項に反して第三者がカード利用をしたことにより生じた結果については、利用者の責任となり、当社は、一切の責任を負いません。</u></p>
<p>第 17 条(盗難・紛失・不正利用等への対応)</p> <p>1.利用者が、本カード又はカード情報を紛失、盗難等で他人にカードを使用された場合、その行使された利用金額(第 9 条第 1 項(1)、(2)及び(4)に定める手数料を含みます。)は、利用者の負担とします。ただし、利用者に故意又は重大な過失がなく、当社が偽造により他人にカードを使用されたと判断した場合、その行使された利用金額は、利用者の負担とはなりません。</p> <p>2.利用者は、<u>本カード又はカード情報を紛失した場合、盗難に遭われた場合、不正使用の可能性のある場合又は暗証番号その他の本カードに関する情報が第三者により取得されたことが疑われる場合は、直ちにカードサービスまで連絡するものとします。この連絡がなく又は直ちに連絡がなかったことで利用者に生じた損害については、利用者自身の負担とし、利用者から連絡があった場合でも、利用者が本カード又はカード情報を紛失、盗難等により他人にカードを使用された場合は、前項の規定が適用されるものとします。</u></p>	<p>第 17 条(盗難・紛失・不正利用等への対応)</p> <p><u>1. 利用者は、本カードを紛失し若しくは盗難に遭った場合、又はカード情報、暗証番号その他の本カードに関する情報が第三者に不正取得された場合、その他カード又はカード情報が第三者に取得された場合(以下「紛失・盗難等」といいます。)及び紛失・盗難等が疑われる場合は、直ちにカードサービスまで連絡するものとします。この連絡がなく又は直ちに連絡がなかったことで利用者に生じた損害については、利用者自身の負担とし、利用者から連絡があった場合でも、<u>紛失・盗難等により第三者に本カード又はカード情報を使用された場合は、次項の規定が適用されるものとします。</u></u></p> <p><u>2. 利用者が、本カード又はカード情報の紛失・盗難等により第三者に本カード又はカード情報を使用された場合、その行使された利用金額(第 9 条第 1 項(1)、(2)及び(4)に定める手数料を含みます。)は、利用者の負担とします。ただし、<u>本カード及びカード情報の管理状況等を踏まえて利用者に故意又は過</u></u></p>

<p>3.当社が本カード又はカード情報の盗難、紛失、第三者による不正使用の発生又はそのおそれがあると判断した場合及び当社がその他事由により本カードによるサービスの提供が不相当であると判断した場合、当社は、本カードの利用を停止する場合があります。</p> <p>4.当社は、利用者に対し、本カード又はカード情報の紛失、盗難又は不正使用について書面による詳細の報告を求めることがあります。この場合、利用者は当該求めに協力するものとします。</p>	<p><u>失がないと当社が判断した場合は、この限りではありません。</u></p> <p>3.当社が本カード又はカード情報の<u>紛失・盗難等</u>、第三者による不正使用の発生又はそのおそれがあると判断した場合及び当社がその<u>他の</u>事由により本カードによるサービスの提供が不相当であると判断した場合、当社は、<u>利用者への事前の通知又は催告なしに</u>、本カードの利用を停止する場合があります。</p> <p>4.当社は、利用者に対し、本カード若しくはカード情報の<u>紛失・盗難等又は第三者による不正使用</u>について書面による詳細な報告を求めることがあり、<u>また利用者の個人情報又は本人確認資料の提出を求めることがあります。</u>この場合、利用者は当該求めに協力するものとします。</p>
<p>第 22 条(利用停止及び資格喪失)</p> <p>1.当社は、利用者が次のいずれかに該当した場合、利用者に対して事前の通知又は催告なしに、本カードの利用停止若しくは取扱停止又は利用資格を喪失する措置(以下「本カードの利用停止等」といいます。)をとることができるものとします。</p> <p>(1)~(9)略 新設</p> <p>(10)前各号の定めのほか、各種法令への違反、犯罪行為その他公序良俗に反する行為をしていることが判明した場合</p> <p>2.略</p>	<p>第 22 条(利用停止及び資格喪失)</p> <p>1.当社は、利用者が次のいずれかに該当した場合、利用者に対して事前の通知又は催告なしに、本カードの利用停止若しくは取扱停止又は利用資格を喪失する措置(以下「本カードの利用停止等」といいます。)をとることができるものとします。</p> <p>(1)~(9)略 (10)マネーロンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると当社が判断した場合</p> <p>(11)前各号の定めのほか、各種法令への違反、犯罪行為その他公序良俗に反する行為をしていることが判明した場合</p> <p>2.略</p>
<p>第 27 条(本規約の変更)</p> <p>当社が本規約の一部又は全てを変更する場合は、ホームページ(https://www.cashpassport.jp)での告知その他当社所定の方法により利用者によるその内容をお知らせします。お知らせ後に本規約に基づく取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、内容を承認いただいたものとみなします。</p>	<p>第 27 条(本規約の変更)</p> <p>1.当社は、次の各号に該当する場合には、<u>本規約の変更の効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期をホームページ(https://www.cashpassport.jp)において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で利用者</u>に周知した上で、<u>本規約を変更することができるものとします。</u>なお、第 2 号に該当する場合には、<u>当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめホームページへの掲載等を行うものとします。</u></p> <p>①変更の内容が利用者の一般の利益に適合すると</p>

	<p>き。</p> <p>②変更の内容が本規約にかかる取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らし、合理的なものであるとき</p> <p>2.当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容をホームページ(https://www.cashpassport.jp)において告知する方法又は利用者に通知する方法その他当社所定の方法により利用者にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、利用者は、当該周知の後に会員が本規約にかかる取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。</p>
<p>第 29 条(裁判管轄)</p> <p>本規約に基づく取引に関して、申込者又は利用者と当社との間に紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、当社の本店、支店を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。</p>	<p>第 29 条(裁判管轄)</p> <p>本規約に基づく取引に関して、申込者又は利用者と当社との間に紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、<u>利用者の住所地及び当社の本店、支店の所在地</u>を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の<u>専属的</u>合意管轄裁判所とします。</p>

■反社会的勢力排除に関する同意条項 新旧対照表

改定前	改定後
<p>株式会社クレディセゾン(以下「当社」といいます。)が発行するキャッシュパスポート プラチナ(以下「本カード」といいます。)の発行申込者及び利用者(以下総称して「利用者」といいます。)は、本同意条項に同意の上、本カードの発行を申込み及び本カードを利用します。本同意条項は、キャッシュパスポート プラチナ発行・利用規約の一部を構成するものとします(以下あわせて「本契約」といいます。)</p> <p>利用者は、利用者が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」という)に該当しないこと及び、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当せず、関係しないことを確約するものとします。なお、当社は、利用者が暴力団員等又は、次のいずれかに該当すると具体的</p>	<p>株式会社クレディセゾン(以下「当社」といいます。)が発行するキャッシュパスポート プラチナ(以下「本カード」といいます。)の発行申込者及び利用者(以下総称して「利用者」といいます。)は、本同意条項を承認の上、本カードの申込み及び利用を行うものとします。本同意条項は、キャッシュパスポート プラチナ発行・利用規約の一部を構成するものとします。</p> <p>利用者は、利用者が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団等、又はテロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと及び、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当せず、関係しないことを確約するものとします。なお、当社は、利用者が暴</p>

<p>に疑われる場合は、本カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、利用者は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。</p> <p>以下略</p>	<p>力団員等又は、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、本カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、利用者は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。</p> <p>以下略</p>
---	---

以上